

環境社会配慮ガイドラインの補足調査に関する意見

国際協力銀行／国際協力機構御中

「環境・持続社会」研究センター

田辺有輝

国際協力銀行（JBIC）海外経済協力業務及び国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドラインの実施状況／運用実態確認に関する補足調査について、以下の通り意見を提出させていただきます。

1. 案件名の公開：ODAは公的資金を原資としており、事前評価、事後評価等においてすべて案件名は公開されている。案件名が公開されなければ、第三者による検証が不可能であり、現行ガイドラインで謳われた改訂に際する透明性が十分に確保されない。補足調査を行う際にも、案件の案件名を事前に公開するべきである。
2. JICA補足調査の目的：ガイドライン改訂に資する課題を抽出するためには、単にガイドラインのプロセスに則って運用されていたかどうかには留まらず、結果的に案件がどのように実施されたかを把握することが重要である。JICAがガイドラインに基づいて実施した開発調査及び無償資金協力のための事前の調査が、その後の本体プロジェクトでどのように反映されたかを調査するべきである。
3. 第三者を含めた調査実施：ガイドラインの実施が適切に行われているかどうかを調査する際に、通常実施を担当している担当者のみで評価を行うのは適切ではない。補足調査を行う際は、案件担当者、現地事務所担当者、環境担当部署担当者以外の環境社会配慮について知見を有する第三者が参加するべきである。
4. 環境影響について：環境影響評価の範囲が適切であったかどうかを包括的に調査するべきである。特に、当初影響が想定されていなかった地域（ダムの下流等）や、当該地域における過去の開発事業等の累積的影響、当該プロジェクトと不可分な事業の影響（アクセス道路が別プロジェクトで実施されている事業等）、事業による副次的影響（移転地での新しい住民と既存の住民との対立等）についても調査を行うべきである。
5. 住民移転について：住民移転が生じている案件については、以下の点を確認するべきである。
 - 補償の内容が生計回復に適切かどうかを確認すること。特に、移転の際に代替地が提供されたか、家畜、果樹、森林、漁業等への影響に対して、移転前と同水準、同規模の活動が可能となる補償・支援策（果樹の植え替えや養殖場の支援等）を講じているか等を確認すること。
 - 移転住民の生計回復状況に関しては、単に収入が増加したかどうかのみを調査するのではなく、住民の金銭経済への移行による支出の増加度合い、生計手段へのアクセスが不便になったこと等による機会費用の損失等も考慮し、より実質的な生活水準の状況を調査すること。

➤ 補償が移転前に支払われていたかどうかを確認すること。

6. 情報公開について：情報公開については、以下の点を確認すべきである。

- 現地で公開されている文書と、JBIC に提出されている文書に差異がある場合（例：JBIC に提出されている EIA 報告書の内容と現地で公開されている EIA 報告書の内容が異なる場合）は、その理由を確認すること。
- EIA の公開状況は、ドラフト時点でも公開されていたかどうかを確認すること。また EIA のスコーピング選定時にどのような文書が公開されていたかを確認すること。
- 住民移転計画書のドラフト、及び住民移転計画書（完成版）が現地で公開されているかについて確認すること。

7. 被影響住民へのヒアリング方法について：被影響住民にヒアリングを行う際は、以下の点を考慮すべきである。

- 被影響住民にヒアリングを行う際は、事業者側が推薦する移転地、推薦する代表者のみではなく、幅広く移転地を訪問し、ヒアリングを行うこと。特に、すでに事業者や JBIC、JICA が外部ステークホルダーから意見・懸念等を受け取っている場合は、当該ステークホルダーへのヒアリングを行うこと。
- 住民の代表者のみではなく、多様なグループの被影響住民のヒアリングを行うこと。
- スクウォッターの移転者が存在する場合は、スクウォッターの移転者へのヒアリングも行うこと。

以上